

AV強要被害調査報告書

国際人権NGO
ヒューマンライツ・ナウ
HUMAN RIGHTS NOW

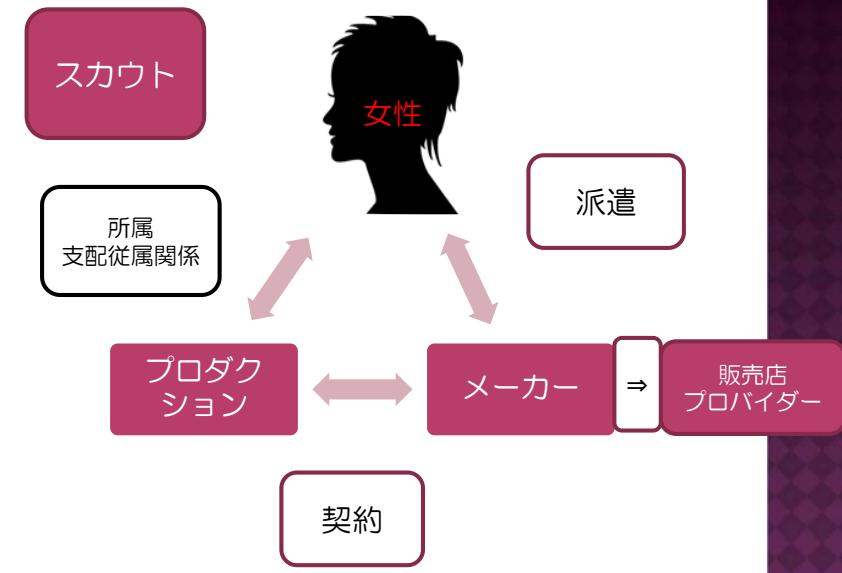


調査の結果

- 調査の結果、若い女性たちが、AVに出演するという意識がないままプロダクションと契約を締結した途端、「契約だから仕事を拒絶できない」「仕事を断れば違約金」「親にばらす」等と脅され、AV出演を余儀なくされる事例が後を絶たないことが判明しました。
- 若い女性の無知や困窮に乗じて、衆人環視のもとでの意に反する性行為を強要し、その一部始終が半永久的に公にさらされる被害は著しい人権侵害であり、違約金の脅しによりこうした奴隸的な立場に置かれる「債務奴隸」ともいえる深刻な事態であり、女性に対する深刻な暴力です。

■AVに出演強要される女性の被害が相次いでいます。

- 「タレントにならない?」「モデルにならない?」などとスカウトされ、タレントやモデルになる夢を膨らませて誘いに応じる若い女性たちが、アダルトビデオの出演を強要されるという被害が相次いで報告されています。
- 日本を本拠とする国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは支援者・被害者から聞き取りを行い、被害の実態を調査しました。
- 今回は強要被害に焦点を絞り、自由意志で参加している方の調査は実施していません。



実態

- ◎仕事はプロダクションが勝手に入れ、ひとたび契約を締結したら女性には諾否の自由がない。
- ◎どんな現場でもいかなければならず、拒絶すると「違約金」
- ◎やめたいというと「違約金」「親にばらす」
- ◎台本は前日または当日渡される
- ◎傷害・虐待を伴う残虐行為、性行為の強要一部始終が撮影される。その場で嫌だと言っても逃げられない。
- ◎著作権は一生メーカーが持ち、いつまでも被害に苦しむ。

タレントとしてスカウトされすぐに着エロに出演させられる。
着エロをやめたい。⇒
契約した以上100万円の違約金支払わないとやめられない。
(成人になって)
⇐ 次はAV出演。



もうAV出演をやめたい⇒
⇐あと9本契約した。
1000万円支払わないとやめられない。

グラビア専属モデルとして所属。
仕事が入ったらAV。
拒絶すると
「キャンセルすると違約金が発生する」
「現場に来なければ大学や実家まで迎えに行く」「違約金を支払えないなら親に請求する」



強要された行為

- ・撮影のため1日12リットル以上の水を飲まされる、
- ・避妊具も付けず洗浄もしないまま複数人から挿入行為をされる、
- ・避妊具も付けず洗浄もしないまま肛門と膣の出し入れをされる、
- ・膣内に男性器に見立てた管を通し大量の液体(卵白)を何時間も続けて流し込まれる、
- ・避妊具もつけないまま複数人の精液を無理やり膣内に注入される、
- ・下半身をむき出しのまま、上半身は木の板囲いによって固定され、身体的自由を奪われたまま凌辱を受ける、
- ・多数におよぶ無修正の動画への出演強要



←出演強要
→契約解除・
それでもAVの販売が続い
ていく。
**自分のAVが大量に販売さ
れていることを苦にして
自殺**



タレントとしてスカウトされ、専属
契約締結。プロダクションの手配し
たマンションに居住、プロダクショ
ン負担でジムに通い、美容整形も
行った。Vは一般的なタレントとし
てデビューできると思い、X社の指
示に従う。ある日、プロダクション
の指示で面接に行ったらAVの面
接。
AVに出演したくないので、プロダ
クションとの契約解除を申し入れ
た。← 契約解除ならかかった金を
△返すから、毎日一日は継続すると脅



身体に明らかに有害と思われるAV

AVに

拷問、獣姦、スカトロ、集団強姦、**少女強姦**、
浣腸などの言葉を入れて検索をかけば、あま
りにも女性の尊厳を無視した虐待的な内容のAV
のパッケージが数多く紹介されています。DMM
やSODという言葉とともに検索をかけても多数
発見されます。



■こうした被害に対応する法律は
存在せず、監督官庁もありません。

- AVプロダクションやメーカーには監督官庁もな
く、風適法の適用もないため、違法行為を是
正・救済する仕組みがありません。



法律上の問題

- 関連する法律のうち、「児童ポルノ禁止法」は18歳未満の少女のみを対象としており、刑法上の「わいせつ」には該当しないとされる例が多いのが実情です。
- そして、どんなに残虐な性行為を強要され、さらに虐待されて負傷したとしても、「同意」「演技」として、強姦、強要、傷害、暴行罪等が立件されるケースはほとんどありません。同様に「演技」である等の理由から、売春防止法の適用もありません。

労働法規制

- AV出演は、職業安定法、労働者派遣法上の「有害業務」とされ、プロダクションが雇用する女優を勧誘することは職業安定法上の処罰対象となり、プロダクションが雇用する女優をメーカーに派遣して撮影に応じさせることは派遣法違反として処罰対象になるとする判例が多数あります。
- しかし、業者は、巧みに女性との契約を労働契約でなく「委任」「委託」などの契約にしてしまい、実際には指揮命令関係があるのに、あくまでそれがないかのように装い、法の適用を免れています。

消費者法

- 消費者法制、消費者契約法、特定商取引法、消費者安全法の定義にあてはまらないため、対応できません。
- 勧誘規制や消費相談センターへの相談・解決、さらには業務停止等の強い行政処分も全く発動される余地がありません。

内閣府・省庁・国會議員に対して

AV強要被害に関する必要な調査を行い、AV強要被害の被害者を保護・救済できるよう、必要な法改正案を検討準備することを要請します。

当面の救済策

消費者類似の保護

- ◎ 「騙されたほうも悪い」そうでしょうか。
- ◎ 若い女性に「あなたがしっかり主体性を持ちなさい」というだけで、業者に対して弱い立場に立たされることが容易に想像される若者（特に女性）の被害を防止できるでしょうか。

せめて、消費者並みの勧誘規制などの保護があつてしかるべき。

- ◎ **特定商取引法**を改正し、同法の対象となる取引類型として新たに、「特定継続的役務供給」を加え、消費者が役務を供給する形態の消費者被害を救済対象とし、アダルトビデオ被害を加える改正案を提案すること。
- ◎ また、消費者安全法の範囲も同様に拡大して、「多数消費者財産被害事態」としての大蔵の是正措置（企業名公表、指示、命令、業務停止）がとれるようにすること。

HRNの提言

包括的な被害防止・救済立法
法律には以下の内容を盛り込んでください。

- ◎ 監督官庁の設置
- ◎ 不当・違法な勧誘の禁止
- ◎ 違約金を定めることの禁止
- ◎ 意に反して出演させることの禁止
- ◎ 女性を指揮監督下において、メーカーでの撮影に派遣する行為は違法であることを確認する。
- ◎ 禁止事項に違反する場合の刑事罰

HRNの提言 法律には以下の内容を盛り込んでください。

- 契約の解除をいつでも認めること
- 生命・身体を危険にさらし、人体に著しく有害な内容を含むビデオの販売・流布の禁止
- 意に反する出演にかかるビデオの販売差し止め
- 悪質な事業者の企業名公表、指示、命令、業務停止などの措置
- 相談および被害救済窓口の設置

省庁

- ◎ 厚労省に対して
アダルトビデオ契約が「委任」等の形態をとる場合も、実態が労働契約に該当する場合は、労働契約として取り扱うべきことについて、基準を示して通達・告知・啓発すること
これに合わせて必要な監督や処罰ができるようにすること
- ◎ 内閣府に対して
内閣府男女共同参画局・消費者委員会において、調査を行い、必要な施策、法制度を建議すること
- ◎ 警察・検察に対して
AV女優が労働者としての実態のあるケースについて、積極的に、職安法、労働者派遣法の違反行為の捜査・起訴を行うこと
併せて、意に反するAV強要事案については刑法犯として積極的に立件、捜査、起訴すること

内閣府に対して

- ◉ 実態調査
プロダクション・制作会社・メーカーの全容
問題のあるレーベル等
- ◉ 啓発・普及
ポスター等
学校レベルでの研修
- ◉ 相談窓口、研修
配爆センター、女性センターできちんと
対応していただきたい。
専用ホットラインの設置
- ◉ シェルターの手配
- ◉ 立法の提案

関連業者

- 業界全体として、規制をなくす取組を
サプライチェーンの頂点の責任
　　製造プロセスで人権侵害が発生しないよ
う対策をとる
- 人権協定の締結
 - その実施のモニタリング
 - 是正（解除・販売停止等）の
メカニズム構築
 - 出演者に「違約金」を負担させない仕組み
 - 現状をどう評価するか